



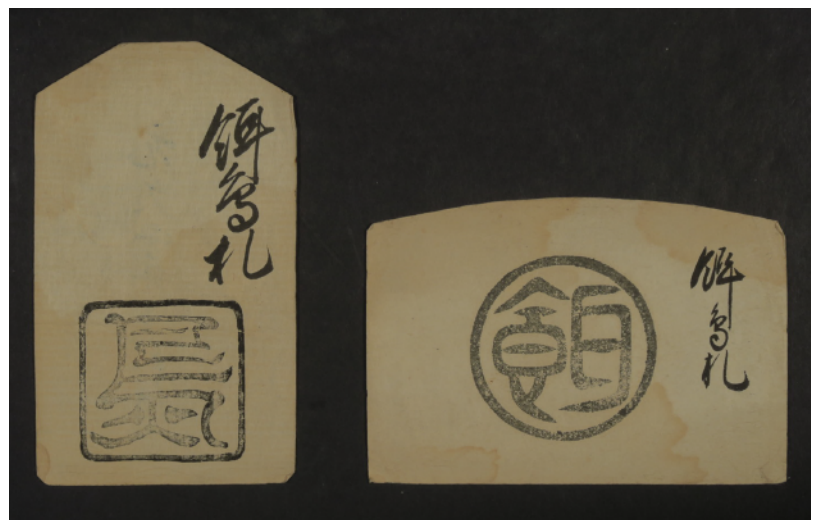
え とり ふだ たか ば
餌鳥札と鷹場

飯能市立博物館 学芸職員 尾崎泰弘

鷹場とは、将軍や大名といった領主により、鷹狩りのために設定された特別の狩猟区域のことです。江戸から五里四方（一里は約4km）は将軍の鷹場となっており、「御拳場」といいました。それに接して五里から十里の間は尾張・紀伊・水戸の御三家に鷹場として貸し与えられ、さらに十里以上二十里ぐらいの間が幕府の捉飼場となっていました。捉飼場とは、鷹の訓練や鷹の餌となる小鳥の調達をするところで、鷹匠頭の支配下にありました。

さて、今月紹介するのはその鷹場に関する史料で、縦が12.6cm、横が7.5cmで上辺は台形をしています。右肩に「餌鳥札」と記され、下に隅丸の枠の中に「鳥」の文字を配置した印が捺され、裏面中央には「元文二年巳九月」（元文2=1737）と書かれています。鷹場に住んでいる農民たちは鳥や獣を捕ることは許されず、鷹を飼うための餌となる雀や鳩を調達する役人である「餌差」など鑑札をもつ者だけがそれを認められていて、村々にはこの鑑札と照合するための「合札」が配られていました。多摩郡小川村（現東京都小平市）の小川家文書「尾州様御鷹場御定杭場所書上帳」などの記述から、これは尾張藩の鷹場に配布されたものと思われます。それが寛政7(1795)年に引替えられて渡されたのが右の札になります。

この餌鳥札は、中居村（現飯能市大字中居）で江戸時代に名主を勤めていた半田家に伝来していました。文政7(1824)年の四季打鉄炮拝借証文（半田家No.62）などにより、中居村は御拳場や捉飼場ではないようです。また尾張藩の鷹場であったかどうかはわかりません。ただ中居村やその近くを鷹匠一行が通ることはあったようで、実際天明4(1784)年6月には宿入用や人馬継などの「御鷹御用」のため中居村など15ヶ村が、その経費を割り振り負担しています（半田家No.94「覚」）。15ヶ村とは、梅原・栗坪・楡木・猿田・野々宮・上鹿山・中鹿山・下鹿山・鹿山・原宿（以上現日高市）、宮沢・小久保・下加治・青木・中居（以上現飯能市）で、その2年前の天明2年に御鷹御用や浪人の廻村に係る費用などを共同で負担するための組合を作っています。



尾張藩の餌鳥札
（左：半田寛家No.1628・右：同No.1627）

【参考文献】

本間清利『御鷹場』昭和56(1981)年2月

公益財団法人たましん地域文化財団『多摩のあゆみ』第50号（特集 御鷹場（1））昭和62(1987)年2月

上福岡市『上福岡市史 通史編上巻』平成12年3月